

東葛北部地域における周産期医療体制の拡充を求める意見書

本格的な高齢社会を迎える一方、厚生労働省が発表した人口動態統計によれば、2022年の出生数は80万人を割り、少子化傾向はより深刻化している。今こそ次世代の若者が、安心して子どもを出産し、健やかに育ていける環境整備の充実を図ることが社会全体に求められている。

しかし出生数約1万人余となる東葛北部地域では、松戸市立総合医療センターが高度で専門的な医療と生活の場を効率的に提供しているものの、NICU（新生児集中治療管理室）は18床しかなく、本来「国の周産期医療の体制構築に係る指針」（出生数1万人あたり25床から30床のNICUが必要）から見れば不十分な状況である。また一般的な小児科医療の提供以外に、新生児に対する専門的な外科や脳外科的な処置も必要となるうえ、365日24時間の体制確保・継続が課題となっている。

松戸市立総合医療センターでは、NICU病床の不足を隣接されたGCU（新生児回復室）24床で補っているものの、年間ほぼ満床傾向が続いており、医療体制の充実にむけた政治の役割が期待されている。

そこで国・県に対し、安心できる周産期医療体制を東葛北部地域に確立するため、以下のことを要望する。

記

- 1、今年2月8日、管内の5市医師会長連名で陳情書が千葉県に提出されており、喫緊の課題解決に向けた取り組みを行うこと。
- 2、妊産婦及び乳児の救急受け入れ態勢に支障が生じていることから、松戸市立総合医療センターNICU病床のさらなる増床を図ること。
- 3、周産期医療における医療スタッフ体制の維持・充足を図るため、取り組みを強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆院議長、参院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、子ども家庭庁、内閣官房長官、千葉県知事

2024年6月26日
千葉県流山市議会